

横須賀市地域水質保全協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、横須賀市地域水質保全協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2条 協議会の事務所は、横須賀市内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、横須賀市地域の水質を保全することにより、良好な環境の維持につとめ、市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 水質保全のための調査、研究
- (2) 水質保全に対する相互理解を深めるための資料情報等の交換及び連絡
- (3) 水質保全のための環境対策の推進
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 協議会は、本会の趣旨に賛同する事業所等各種の団体及び官公庁をもって組織する。

2 協議会の会員は、事業所等各種の団体を一般会員とし、官公庁を特別会員とする。

3 協議会の会費は、事業所等各種の団体は年額10,000円以上とする。

(役 員)

第6条 協議会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 11名
- (4) 監 査 2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 幹事は、行事を担当し、事業を推進する。
行事を推進するため、各委員会を設ける。
委員会として、総務委員会、研修委員会、広報委員会の3委員会を設置し、それぞれつぎの任務を行う。
総務委員会は、外部との調整、会則の改廃、関係法令等を担当する。
研修委員会は、施設研修、水質環境調査、講演会を担当する。
広報委員会は、協議会の広報を担当する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし、再任をさまたげない。なお、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その仕事を行うものとする。ただし、会員資格を有しなくなったときはこの限りではない。

2 補欠で選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 事務局は会長が指名し、会務を執行させるものとする。

(顧問等)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(総 会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は年1回6月までに開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は、会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

3 総会は会長が招集し、議長となる。

4 総会の議決事項は次のとおりとする。

(1) 役員を選出

(2) 会則の改廃

(3) 事業計画

(4) 予算及び決算

(5) その他協議会の運営に関する基本的な事項

5 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければならない。

6 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、及び幹事で構成し、会長が必要と認めたとき随時開催する。

2 役員会は会長が招集し、議長となる。

3 役員会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 役員会は、第4条各号に掲げる事業の実施に関し必要な事項を処理するほか、次に掲げる事項を審議する。

(1) 加入及び脱退

(2) 総会からの付託事項

(3) 総会への提出議案

(4) 予算の変更

(会 計)

第13条 協議会の事業に関する経費は、会費、補助金及び寄付金等の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委 任)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成7年11月8日から施行する。

(経過措置)

2 役員就任の始期は、平成14年4月1日とする。

(改 正)

3 第5条、第7条の改正は、平成23年4月1日とする。

4 第6条の改正は、平成26年6月1日から施行する。

5 第9条の削除並びに削除に伴う以降条文の繰り上げ改正は、平成27年6月1日からとする。

6 齊7条の改正は、令和2年7月1日から施行する。